

信頼回復に向けて

登録が失効した、無登録の農薬（ダイホルタン）が、市内の一部果樹農家に販売使用されていたことが判明しました。

この問題を受けて、JA白根市と白根市では、8月25日に対策本部を設置。消費者の皆さまに安全・安心な梨をお届けするために、幸水梨の全量廃棄処分や、全農家に梨全品種の残留農薬検査を実施するなどの対策を行ってきました。

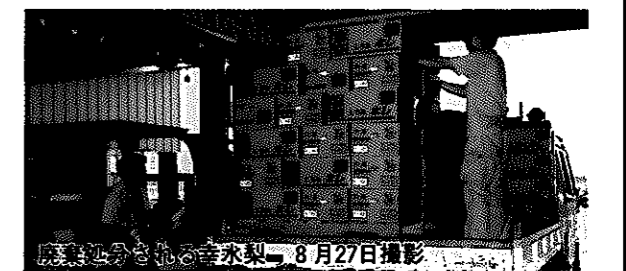
その後、検査機関で梨の安全性が確認されたため、9月5日、フルーツフラワーしろね（JA白根市選果場）で白根市産の梨に関する安全宣言と、生産者で構成するJA白根市果樹部会の決意表明がなされました。

問題の発生から安全宣言に至るまでの経過や、取り組みについてご報告します。

4月	経緯 青果市場（大阪市）の残留農薬検査で、山形県産のラ・フランスから、無登録農薬「ダイホルタン」が検出される。
8月21日～22日	白根市における経過 県は白根市の農薬販売業者1社に立ち入り検査を実施。過去3年間で市内農家延べ21戸への販売が判明。そのうち2戸の農家が、平成14年産二十世紀梨の防除に使用したことが確認される。
23日	全農にいがた県本部と新潟県は、果樹の7産地JA部課長会議および主産地市町村農政担当課長会議で、無登録農薬の立ち入り検査結果を報告。 県の調査で市内の農薬販売業者も1社が、平成14年に、市内の農家8戸に販売したことが判明。8戸の農家の中に、平成14年産幸水梨への散布を確認。 同日、JA白根市果樹部会役員会を開催し、市内の梨栽培農家全戸（412戸）について、無登録農薬使用実態調査を実施することを決定。
25日	白根市無登録農薬対策本部を設置。 無登録農薬使用実態調査の結果、平成12年に農家9戸、13年に農家26戸、14年に農家24戸から無登録農薬の使用を確認。
26日	果樹栽培者総決起集会を開催。約750人が参加し、消費者の信頼回復に向けた大会決議が承認される。
9月5日	検査機関で無登録農薬が検出されず、科学的に安全が確認された梨の出荷が始まる。 白根市無登録農薬対策本部が白根市産梨に関する安全宣言を行う。

白根市無登録農薬対策本部の決定事項

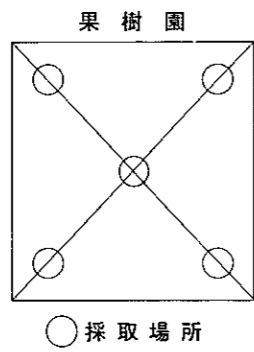
- 平成12年から14年までの無登録農薬購入者の梨は、全品出荷停止とし、全量廃棄処分とする。
- 全果樹農家の無登録農薬を使用しない園地、全品種の梨を対象に、残留農薬検査を実施する。（無登録農薬購入者の園地を対象に、残留農薬検査を実施することを、後日、追加決定した）
- 桃、ぶどうについても無登録農薬使用実態調査を実施する。
- 個人で販売している農家についても、同様の取り扱いとする。
- 加工用品についても、安全確認ができないうちは、在庫販売を停止する。
- 平成14年産幸水梨は、無登録農薬の使用の有無にかかわらず全量廃棄処分とする。
※幸水梨は、夏の高温時に収穫するため、品質の低下が早く、検査結果（早くても十日を要する）による科学的な安全性が確認できるころには、商品性を失ってしまいます。そのため全量廃棄処分としました。



ダイホルタンについて
塩素を含むフタルイミド系の殺菌剤で、主に梨の黒斑病に適用される。昭和39年登録、昭和63年製造中止、平成元年登録失効。発ガン性の恐れから平成8年より、農作物から検出されてはならない農薬となった。
毒性^{*}は、普通物に区分される。また、アルカリ性で分解しやすく、土壌残留期間は比較的短い。
※強い順から毒物>劇物>普通物



樹果実研究所(三糸市)8月30日撮影



残留農薬調査手法

1調査手法
・生産者の圃地から一定数のサンプルを採取し実施する。
・果樹園内の「梨」を平均的に検査する必要があるため、園内五カ所からサンプルを採取する。

2サンプル採取方法
・園内の対角線上から五点を採取。
・分析に際しては、五点から採取したものを等量ずつ混ぜ合わせ検査する。

3採取イメージ図

白根市産梨に関する安全宣言

この度の無登録農薬問題につきましては、消費者の皆様にご迷惑とご不安をおかけいたしました。ここに心から深くお詫び申し上げます。

使用してはならない農薬と知りながら、安易に買い求めた生産者サイドのモラルを、改めて問われなければならないと考えております。生産に携わる者は、消費者あつての生産者であることを自覚しなければなりません。

すべての栽培農家は産地の存亡に係わる問題と自覚し、幸水梨を全量廃棄するなど消費者の信頼回復に向けて、懸命の措置を取ってまいりました。手塩にかけた出荷直前の果実を廃棄することは、まさに断腸の思いがいたしました。

産地を守るために、決意をしていただいた栽培農家に敬意を表します。しかし、この試練を乗り越えなければ、再び消費者の信頼を得ることはできません。

私たちは、この事件を教訓としまして、消費者の信頼を裏切るような行為を二度と行ってはならない事を決意し、安全で安心できる食料生産という農業の原点に立ち返らなければなりません。

今日から果実の集出荷及び選果を再開いたしますが、全農家、全品種において残留農薬の検査を行い、安全が確認された果実のみを「安全宣言」文、「安全シール」を添え、出荷いたします。

産地白根の名において、安全・安心の梨を責任を持って消費者の皆様にお届けする事を確約し、安全宣言をいたします。

平成14年9月5日

白根市無登録農薬対策本部



9月5日、安全宣言が行われる（フルーツフラワーしろね）

決意表明

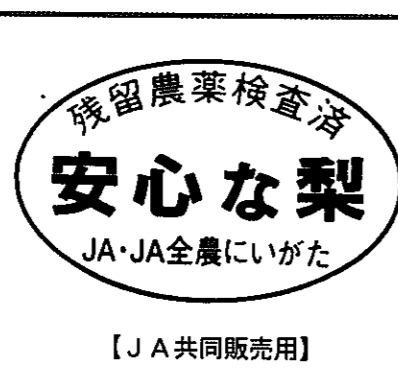
今回の無登録農薬問題に対し、栽培農家1人ひとりが事態の重大さを深刻に受け止め、謙虚に反省しております。

いったん失った信頼を回復することは容易ではありません。このことを肝に銘じ、消費者や市場から突きつけられた疑念に真正面から答え、産地としての責任を果たすことが信頼を取り戻す唯一の残された道であると思えます。

今後は、消費者の皆様へ、安全でおいしい果実を提供する努力を惜しむことなく、二度とこのような事態を起こさない事をお誓い申し上げ、決意の表明といたします。

JA白根市 果樹部会

※安全宣言と決意表明は原文のまま掲載しました



安全が確認された梨には次のシールがはられています

検査で安全が確認された白根市産の梨には、「安全シール」がはられています。

梨の販売形態によってシールに違いがあり、右がJA共同販売用で、左は農家個人販売用となっています。